

受委託契約書

1. 業 務 名
2. 業 務 期 間 契約締結の翌日から〇〇 年 月 日まで
3. 受委託金額 円
(うち取引に係わる消費税額及び地方消費税の額 円)

標記に示す業務の実施について、委託者 (以下「甲」という。)と受託者 独立行政法人水資源機構 (以下「乙」という。)とは、次の条項により受委託契約を締結する。

- 第1条 甲は別紙1の試験依頼書に基づき、乙に委託する。
- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第3条 甲又は乙は、受委託金額、業務期間等の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。
- 第4条 乙は、天災その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となった場合には、甲との協議を経て、業務を中止することができる。
- 第5条 業務の履行について生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、甲の負担とする。ただし、損害の発生が乙の責に帰する事由による場合は、乙の負担とする。
- 第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに試験依頼書において甲が必要とする成果品を甲に提出するものとする。
- 第7条 甲は、前条に規定する成果品の提出を受けたときは、遅滞なく当該業務が契約の内容に適するものであるかどうかの完了確認を行い、完了が確認できた場合は、乙に通知するものとする。
- 第8条 乙は、前条に定める甲からの通知を受けたときは、書面をもって受委託金額の請求をすることができる。
- 2 甲は、乙からの請求書を受領したときは、その翌日から起算して30日以内に、乙に支払うものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、前項の規定による受委託金額の支払いが遅れたときは、乙は、受委託金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
- 第9条 甲又は乙はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達する事ができないと認められたとき又はやむを得ない理由があるときは、その旨を相手方に通知して、甲乙協議の上、契約を解除することができる。
- 第10条 乙は、業務の処理上知り得た機密を他人に漏らしてはならない。
- 第11条 上記の他定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

〇〇 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
氏名 独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長